

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年2月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品件名

工業用薬品

(2) 購入物品及び予定数量

ア 水道用次亜塩素酸ナトリウム	予定数量	2,600トン
イ 水道用ポリ塩化アルミニウム	予定数量	6,700トン
ウ 水道用粉末活性炭（紙袋用）	予定数量	400トン
エ 水道用粉末活性炭（コンテナ用）	予定数量	324トン
オ 次亜塩素酸ソーダ	予定数量	2,026.6トン
カ 高分子凝集剤（カチオン）	予定数量	198,840キログラム
キ 苛性ソーダ	予定数量	366トン
ク ポリ硫酸第二鉄液	予定数量	1,811トン

(3) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(4) 納入期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 納入場所

ア 1(2)アに掲げる購入物品

京都市上下水道局水道部蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場、山ノ内ポンプ場及び洛西配水場

イ 1(2)イに掲げる購入物品

京都市上下水道局水道部蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場

ウ 1(2)ウに掲げる購入物品

京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

エ 1(2)エに掲げる購入物品

京都市上下水道局水道部新山科浄水場

オ 1(2)才に掲げる購入物品

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター，鳥羽水環境保全センター吉祥院支所，伏見水環境保全センター及び石田水環境保全センター

カ 1(2)力及び1(2)キに掲げる購入物品

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

キ 1(2)クに掲げる購入物品

京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター，石田水環境保全センター

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は，次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成24年10月15日付け京都市上下水道局告示第30号に定める資格の申請を当局が受理し，資格を有する者であると認めた者
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間に，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) この納入業務の履行に関し，本市が指定する日時に指定する数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること。
- (4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で，次の各号のいずれかの関係に該当する場合は，そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が，会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年2月22日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加確認申請書については、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記 2(3)に掲げる条件を証明する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成 25 年 2 月 22 日(金)まで(休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)とする。

イ 提出場所

上記 3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成 25 年 2 月 22 日(金)午後 5 時までに上記 3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は平成 25 年 2 月 28 日(木)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成 25 年 3 月 6 日(水)までに、上記 3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成 25 年 3 月 13 日(水)までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第 3 条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第 27 条第 1 項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くことと

なったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

ア 上記1(2)アに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後1時30分
イ 上記1(2)イに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後1時50分
ウ 上記1(2)ウに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後2時10分
エ 上記1(2)エに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後2時30分
オ 上記1(2)オに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後2時50分
カ 上記1(2)カに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後3時10分
キ 上記1(2)キに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後3時30分
ク 上記1(2)クに掲げる購入物品	平成25年3月22日(金)午後3時50分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成25年3月21日(木)午後5時までに、3(1)の場所に必着すること。

6 入札方法

上記1(2)アからクまでに掲げた購入物品ごとに入札に付し、入札書に記載する金額は、上記1(2)アからオまで、キ及びクの購入物品については1トン当たりの単価、上記1(2)カの購入物品については1キログラム当たりの単価とする。

- (1) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとする。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

10 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

Sodium hypo chlorite for water works	2,600ton
Poly Aluminium chloride for water works	6,700ton
Powder activated carbon for water supply (for paper bags)	400ton
Powder activated carbon for water supply (for containers)	324ton
Sodium hypo chlorite	2,026.6ton
Polymer (Cation)	198,840kilogram
Caustic soda	366ton
Polyferric sulphate solution	1,811ton

- (2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 22 February, 2013

- (3) Time-limit of tenders:

1:30p.m. 22 March, 2013

1:50p.m. 22 March,2013

2:10p.m. 22 March,2013

2:30p.m. 22 March,2013

2:50p.m. 22 March,2013

3:10p.m. 22 March,2013

3:30p.m. 22 March,2013

3:50p.m. 22 March,2013

(4) Contact point for the notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto

12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)